

社会保険料について

社会保険（健康保険・厚生年金等の総称）は個人の報酬に応じて保険料や年金額が決定されます。この計算は標準報酬月額を基になされますが、その標準報酬月額を年ごとに計算し直すために提出するものが算定基礎届です。

そこで今回は、社会保険については私たちの専門分野ではありませんが、算定基礎届についてや最近増えている社会保険の調査についてお伝えさせていただきます。

1. 算定基礎届とは

毎年4～6月の3ヶ月間の平均給与額から被保険者の標準報酬月額を決定するために7月上旬に提出する書類のことを言います。

算定基礎届を提出することにより、その年の9月から1年間使用される標準報酬月額が決定されます。（ただし、年の途中で報酬の額が著しく変動した際に一定の条件にあてはまる場合は随時改定という手続きにより標準報酬月額が変更となります。）

❁ 対象者

7月1日の時点で被保険者の資格を有する人です。

（休職中や育児休業を取得してる方も含めます）

6月末までに退職した従業員、6月1日以降に被保険者となった従業員、7月に随時改定をする予定の従業員は対象となりません。

❁ 標準報酬月額の計算方法

標準報酬月額は、原則として4月～6月の報酬の総額を3で割って求めた金額がどの等級に当てはまるかによって決まります。ただし、病気等の欠勤によってある月の労働日数が他の月より少なくなっている場合もあるので、月の労働日数が17日に満たない場合は計算から除外されます。

また、計算には通勤手当や残業手当も含まれるため4月～6月の間に残業が多かった場合、標準報酬月額が高くなり保険料の負担額も高くなってしまいます。

❁ 提出方法について

事業主は対象者の報酬月額などを記入した算定基礎届を、その年の7月1日～10日迄の間に日本年金機構や健康保険組合に提出をします。提出方法としては郵送、窓口へ持参、電子申請などの方法があります。

2. 社会保険の調査について

最近、社会保険の調査が大変増えているようです。調査の主なポイントは次のとおりです。

- ・パート、アルバイトの適正な加入
- ・社会保険の加入時期
- ・社会保険の標準報酬月額が適正であるか
- ・賞与支払届の提出もれや届け出に誤りがないか
- ・60歳になる従業員を加入しているか

2024年10月から、従業員数51人～100人の企業で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の適用になりました。新たに対象となった従業員を適切に加入させているかも調査のポイントとなっているようです。

❁ 未加入者が見つかるとうなるか

社会保険の加入条件を満たしているのに加入を怠った場合は、入社日または加入要件を満たした日まで遡って、**最大2年間の保険料支払い**を要求されることがあります。

保険料は本人分と合算して会社に請求されますので、月12万円のパートタイマーが2年間遡って請求されると、請求額は最大で80万円を超える計算となります。

従業員から遡って徴収すると従業員の負担も大きく、うまく徴収できないときには結果として会社が負担するケースもあります。

また、同じ勤務形態の方が何人もいる場合は高額になり会社にも大きな負担となります。

❁ 加入の対象者について

次の加入条件を満たす方が強制的に加入対象者となります。

- ・ 法人の代表者
- ・ 役員
- ・ 正社員
- ・ 使用期間中の従業員
- ・ パート、アルバイト（※）
- ・ 外国人従業員

※なお、パート・アルバイトは次の3要件を満たした場合に加入しなければなりません。

- ① 正社員の1日の所定労働時間のおおむね4分の3以上
- ② 正社員の1か月の所定労働日数のおおむね4分の3以上
- ③ 上記①②の要件を満たしていなくても、次の「短時間労働者の要件」すべてに該当する
 - ・ 週の所定労働時間が20時間以上
 - ・ 2か月を超える雇用見込みがある
 - ・ 月額賃金が8.8万円以上 年額約106万円以上
 - ・ 学生以外
 - ・ 従業員51人以上の企業に勤務している

また、社会保険に加入させなくてもよい従業員は、主に以下の場合です。

- ① 週の所定労働時間又は月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満
- ② 2ヶ月以内の期間社員・日雇い・季節労働者である
- ③ 後期高齢者医療制度の被保険者である



❁ 兼業・副業等により2か所以上の事業所で勤務する被保険者の対応

それぞれの事業所ごとに社会保険の加入要件を満たしているか等を判断されます。

例えば、次のような働き方をする方が対象となります。

- ・ 複数の法人の代表者
- ・ 法人の代表者かつ、別法人で正社員として勤務する方
- ・ 2か所以上の事業所で正社員として勤務する方
- ・ 2か所以上の事業所で短時間労働者として勤務し、それぞれの会社で加入要件を満たす方

2か所以上の事業所で社会保険の加入要件を満たす場合は、それぞれの事業所で受ける報酬月額を合算した月額により標準報酬月額が決定されます。この標準報酬月額により算出された保険料額を、それぞれの事業所で受ける報酬月額に基づき按分して決定されます。

決定した標準報酬月額および保険料額は、選択した事業所の所在地を管轄する事務センターから、それぞれに事業所へ通知されます。

被保険者本人から「健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を日本年金機構へ提出する必要があります。

調査の際に指摘事項があった場合、会社にも従業員にも大きな負担となってしまいます。

不安な点がある場合は状況に応じて社会保険労務士の先生にご相談することをお勧めします。